

安否確認サービス提供業務

仕 様 書

令和7年8月

独立行政法人水資源機構

利根川下流総合管理所

第 1 章 総 則

第 1 節 適 用

この参考仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が行う「安否確認サービス提供業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第 2 節 業務概要

2-1 業務概要

本業務は、地震発生時に職員の安否を確認すると共に、管理施設で事故等緊急の業務が発生した場合に職員の迅速な招集を目的に導入を行う安否確認サービス提供業務である。

2-2 契約場所

茨城県稲敷市上之島 3 1 1 2 利根川下流総合管理所
千葉県香取郡東庄町新宿 2 2 7 6 利根川河口堰管理所
茨城県かすみがうら市牛渡 3 5 9 霞ヶ浦用水管理所

第 3 節 サービス利用期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までとする。

第 4 節 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第 5 節 疑義等

受注者は、仕様書に明記されていない事項、又は疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第 2 章 業務内容

第 1 節 登 録

本業務の登録人数は最大 100 人とし、グループ構成については利根川下流総合管理所、利根川河口堰管理所、霞ヶ浦用水管理所の 3 グループとする。

第 2 節 サービス提供内容

本業務に係るサービス提供内容は次のとおりとする。

- (1) 地震発生時は、気象庁又は地方公共団体、国立研究開発法人防災科学技術研究所が観測する震度観測点において観測された震度により、受注者から利用登録した職員へ安否確認のメールが自動的に配信されるものとする。なお、地震の震度は震度 5 弱以上とし、発生場所は都道府県単位で職員が任意に設定できるものとする。また、災害訓練用として、メールでの予約配信が可能な機能を有していること。
- (2) 職員情報等の登録は発注者が行うものとする。
- (3) 安否確認の集計情報の確認は職員がパソコン又はスマートフォン、携帯電話等で行うものとする。
- (4) 職員の安否確認情報の登録は受信メールに記載されている URL に接続し、あらかじめ指定された項目をチェックすることによって行うことができるものであることとする。
- (5) 緊急の業務が発生した場合、管理者（職員）が受注者のサーバーにアクセスすることにより、職員へメールを手動で一斉配信することができるものとする。

第 3 節 対応端末

安否確認メールは主に携帯電話又はスマートフォンで受信するものとし、対応端末の機種については受注者の仕様によるものとする。